

申込件数が予算の上限に達した時点で
申込みを締め切る場合があります。

令和2年度から継続して家賃補助を受けられる方用

令和2年度から継続して家賃補助を受けられる方へ月額1万円家賃補助します

家賃補助のお知らせ



1 支給額 月額：最大1万円（令和4年度分の家賃補助対象月数を限度とします。対象月数は各人で異なりますのでご不明な方はお問合せ下さい。）

2 補助対象者

- 令和2年度及び令和3年度の「ふるさと山形移住・定住促進事業家賃補助金」の交付決定を受け、令和2年度及び令和3年度の補助金交付対象期間を含めて24ヶ月を経過していない方
- ふるさと山形移住・定住促進事業家賃補助金申請者アンケートに回答いただいた方

3 補助金について

- 補助金は、当該年度分を3月に一括して交付します。

4 補助金手続きの流れ

①アンケートに回答【申請者→ふるさと山形移住・定住推進センター】

右のQRコードからアンケートに回答してください。

※スマートフォンをお持ちでない方はアンケート用紙を申請書と一緒に
お送りください。



②申請【申請者→ふるさと山形移住・定住推進センター】

令和4年9月15日(木)までに申請書(様式第1号)をセンターに提出(下記5を参照)

※申請件数が予算の上限に達した時点で、申込みを締め切る場合があります。

③交付決定【ふるさと山形移住・定住推進センター→申請者】

申請内容を審査の上、交付決定通知を送付

④請求【申請者→ふるさと山形移住・定住推進センター】

令和5年3月9日(木)までに請求書と補助金の振込先がわかるもの(通帳またはキャッシュカードの写し等)を添えて補助金を請求。

※請求日を過ぎますと、補助金の請求ができなくなりますのでご注意ください。

⑤審査・支払い【ふるさと山形移住・定住推進センター→申請者】

請求内容を審査の上、補助金の確定通知書を送付し、令和5年3月中に補助金を支払います。

※補助金交付後に県外へ転出されたなどの際は、補助金の返還と、返還に必要な経費(振込手数料等)の負担を申請者に求める場合がありますのでご了承ください。

5 申請について

- 転居等により令和2年度からの申請内容に変更が生じた場合は、申請書(様式第1号)のほか、住民票謄本(続柄及び世帯主の記載されたもの)の写し、住宅の賃貸契約書の写し(全てのページ※「重要事項説明書」のページは不要)が必要になります。

6 申請書の提出先について

下記提出先まで直接お持ちいただくか郵送でご提出ください。

※補助金交付請求書は、山形県移住交流ポータルサイト「やまがた暮らし情報館」からダウンロード可能です

【提出先】 (一社) ふるさと山形移住・定住推進センター 家賃補助担当あて

〒990-2492

山形県山形市鉄砲町2-19-68

電話 023-687-0777

FAX 023-687-0788

メール furusato@yamagata-iju.jp

